コンテンツ・日本ブランド専門調査会 コンテンツ企画ワーキンググループ(第2回)

> 知的財産戦略推進本部員 角川GHD 代表取締役会長兼CEO 角川 歴 彦

(1). 国及び地方公共団体、独立行政法人等のアーカイブの国民利用の促進

コンテンツ促進法(2004年)において第24条(国等によるコンテンツの提供)には、国及び地方公共団体 又、独立行政法人、特殊法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人がその有する良質なコンテンツを広 〈国民が利用することができるよう、当該コンテンツの積極的な提供その他の必要な措置を講ずるよう努め るものとする、とある。

これにより、国民が国、地方公共団体及び独立行政法人等の保有する貴重なコンテンツを利用できるように法的な整備が行われたわけだが、実際には、十分利用されていないように思われる。

コンテンツの流通促進の為には、コンテンツの情報、利用の仕方等を明示していく必要がある。具体的には、欲しいコンテンツがどこにあるのか、その利用の為にはどういう手続きをとればよいのか、利用料はどこへ払えばよいのか等である。 コンテンツポータルサイトの整備とも連携し、これらのアーカイブのリストを公表(掲載) することにより、利用促進につながるのではないかと考える。

(2)国会図書館の著作物のデジタル化推進に関する法制化

国会図書館は、国会図書館法により国会議員のみならず、日本国民一般にも奉仕をすることが求められている。法的に複写が認められているが、デジタル化に関しては法制化されていない為、国会図書館の880万冊の全ての蔵書の電子化が進んでいない。これを早急に推進し、保存という側面のみならず、館内利用、更にはweb2.0 時代の検索データベースとして活用できるように、デジタル化の法制化を提唱したい。又、デジタル化についても、迅速に対応する為には、手作業で行うのではなく、自動的にデジタル化されるノウハウの獲得、蓄積が求められる。

(3)デジタルコンテンツ ライツの法制化への視座

現在は、web2.0と言われるデジタル社会へ向かっている過程であるが、このことはコンテンツがデジタル化されるということばかりではなく、そのコンテンツがオンラインあるいはネットワークで流通する社会になると言うことである。

この時代のサービスには、オフライン型(パッケージ)、オンライン型(蓄積型及びストリーミング型)が存在する。 知財推進計画においてもそれぞれのあり方について分けて議論していくべきであろう。

又、通信と放送の境界が消えていく中で、コンテンツのデジタル化及びデジタルコンテンツの利用に関する法体系は、これまでと違った権利の構造を考えていかなければならない。

国際法に準拠するだけでなく、日本が世界に先駆け、デジタルコンテンツ ライツの法制化を進めていく べきである。その場合、法制度とあいまったライツの集中管理処理機関の設置も必要となろう。

以上